竹原市告示第１９号

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

　　令和５年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　竹原市長　今　榮　　敏　彦

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付要綱

　竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付要綱（令和２年竹原市告示第５７号）の一部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、空き家の積極的な利活用により、空き家の増加を抑制し、空き家の流通を促すため、市内の空き家内の家財道具等を処分し、竹原市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する所有者等に対し予算の範囲内において竹原市空き家家財道具等処分事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　竹原市空き家バンクに登録された物件、１戸建ての住宅又は併用住宅（住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物で延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）のうち、居住の用に供されなくなった日から１か年以上経過した建築物をいう。

⑵　家財道具等　居住部分に供されていた家財道具等をいい、併用住宅においては、併用部分に供されていた家財道具等を除くものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、家財道具等の運搬及び処分を関係法令に基づき適切に行う者とする。

⑴　空き家の所有者若しくはその配偶者又はその親族（３親等内）であること。

⑵　自ら家財道具等処分を行わず、第三者に委託する場合は、市内に事業所のある事業者（以下「事業者」という。）に委託すること。ただし、事業者は市内外の有資格者に請け負わすことができる。

⑶　この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して２年以上、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象物件を竹原市空き家バンクへ登録し、又は補助対象物件について宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。ただし、２年を迎える日までに第三者と賃貸又は売買の契約を締結することとなった場合はこの限りでない。

⑷　世帯全員が交付申請時に竹原市に納めるべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、住宅使用料及び保育料（以下「市民税等」という。）の滞納がない者

⑸　世帯全員が竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条２号又は第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

（補助対象となる費用等）

第４条　補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う空き家の家財道具等処分で、市長が適当と認めるものに要する費用のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

⑴　家財道具等の運搬及び処分費用（リサイクル料金が必要な家電及び仏壇の処分を含む。）

⑵　第７条の規定による交付の決定の日以後に家財道具等の処分に着手し、当該日が属する会計年度の２月末日までに完了するものであること。

⑶　過去に当該住宅の家財道具等の処分に係る本市の補助金の交付を受けていないこと。

（補助額）

第５条　補助金の額は、第４条に規定する費用の額の２分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額は１００，０００円を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の着手の日の７日前までに市長に提出するものとする。

⑴　見積書の写し（家財道具等処分に係る内訳書を添付すること。）

⑵ 位置図

⑶　家財道具等処分前の室内の写真

⑷　補助対象物件の登記全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し

⑸　住民票（世帯全員分）

⑹　滞納がない証明（世帯全員分）

⑺　確約書

⑻　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則、現地確認等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付変更）

第８条　前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、家財道具等処分の内容を変更するときは、変更に係る家財道具等処分の着手前に変更交付申請書（様式第３号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、費用に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

⑴　変更後の見積書の写し（家財道具等処分の内訳書を添付すること。）

⑵　変更予定箇所の写真

（変更交付決定）

第９条　市長は、前条の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則、現地確認等を行い、適正と認めるときは、補助金の額の変更を決定し、変更交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の補助金の額の変更は、第７条の規定により決定した補助金の額を超えないものとする。

（申請の取下げ）

第１０条　補助決定者は、交付申請を取り下げるときは、申請取下届（様式第５号）により、第７条の規定による交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに市長に届け出るものとする。

（完了実績報告）

第１１条　補助決定者は、家財道具等処分が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　領収書の写し

⑵　請求書の写し（内訳書を含む）

⑶　家財道具等処分後の写真

⑷　竹原市空き家バンクに登録したことを証する書類又は宅地建物取引業者との媒介契約書の写し

⑸　その他市長が必要と認めるもの

（内容の審査等）

第１２条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、事業が適正に行われていると判断した場合は速やかに、補助金確定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内に補助金請求書（様式第８号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱又は補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

⑵　偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　第１２条の規定による審査に際し、正当な理由なく審査への協力を拒んだとき。

⑷　交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに第１１条に規定する実績報告書の提出がないとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第９号）により、補助決定者に通知するとともに、補助金返還命令書（様式第１０号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月８日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第４２号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日告示第１９号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付申請書

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金を利用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1　申請内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな | | |  | | |
| 氏　　名 | | | ㊞ | | |
| 現住所 | | | 〒 | | |
| 電話番号 | | | （　　　　）　　　－ | | |
| 対象住宅の所在地 | | | |  | | |
| 処分の内容  （具体的に） | | | |  | | |
| 期間 | | | | 着手年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 完了年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 事業者  ※市内業者に限る。 | | 住　所 | | | 〒　　　　－  竹原市 | |
| 会社等  名称 | | | ℡： | |
| 代表者名 | | |  | |
| 対象経費 | | | 円（消費税は含まないこと） | | | |
| 補助申請額 | | | 円（上記の２分の１または10万円まで） | | | |

２　添付書類

　　⑴　見積書の写し（内訳書を含む）　⑵　位置図

⑶　家財道具等処分前の室内の写真

⑷　補助対象物件の登記全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し

⑸　住民票（世帯全員分）

⑹　滞納がない証明（世帯全員分）

⑺　確約書

確　約　書

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金の申請に係り、次のことを確認の上、該当するものに☑チェックをお願いします。

なお、全てに☑チェックがないと申請を受理することができませんので、注意してください。

□　竹原市空き家バンクへの登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結した日から２年以内に登録の取り下げ又は媒介契約の解除は行いません。

□　過去に当該補助金又は他の補助金の交付を受けていません。

□　家財道具等処分に着手していません。

* 市民税等の滞納がない旨などの確認のため、個人情報を取得することに同意します。
* 世帯全員が竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条２号又は第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないことを誓約します。

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第１４条の規定に該当した場合は、補助金の全額を返還することを確約します。

　　年　　月　　日

竹　原　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２号（第７条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請の竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の決定 | * 交　付　・　□ 不　交　付 |
| 交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| 対象住宅の所在地 | 竹原市 |
| (不交付の場合)  交付できない理由 |  |

※　補助金の交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告書を提出してください。

様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家家財道具等処分支援事業変更交付申請書

　　　年　　月　　日付け指令竹都第　　　　号で交付決定のあったことについて、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

１　申請内容（変更後内容を記入）

※交付決定した補助金の額を超えないものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな | |  | | |
| 氏　　名 | | ㊞ | | |
| 現　住　所 | | 〒 | | |
| 電話番号 | | （　　　　）　　　　　　－ | | |
| 変更の内容 | | |  | | |
| 期間 | | | 完了年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 事業者  ※市内業者に限る。（変更がある場合のみ記入） | | 住所 | | 〒　　　　－  竹原市 | |
| 会社等  名称 | | ℡： | |
| 代表者名 | |  | |
| 変更後対象経費 | | | 円（消費税は含まないこと） | | |
| 変更後補助申請額 | | | 円（上記の２分の１または10万円まで） | | |

２　添付書類

⑴　変更後の見積書の写し（内訳書を含む）

⑵　変更予定箇所の写真

様式第４号（第９条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請の竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり変更決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更交付の決定 | * 交　付　・　□ 不　交　付 |
| 変更交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| (不交付の場合)  交付できない理由 |  |

※　補助金の変更交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告書（様式第６号）を提出してください。

様式第５号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家家財道具等処分支援事業申請取下届

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、取り下げます。

１　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－ |
| 取下げ理由 | |  |

様式第６号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家家財道具等処分支援事業実績報告書

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家家財道具等処分支援事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　報告内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報告者  (申請者) | ふりがな |  | | | |
| 氏　　名 | ㊞ | | | |
| 住　　所 | 〒 | | | |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－ | | | |
| 交付決定の額 | | 千円 | | | |
| 現地検査希望日 | | 第１ | 月　　　日 | 第２ | 月　　　日 |

２　添付書類

⑴　領収書の写し

⑵　請求書の写し（内訳書を含む。）

⑶　家財道具等処分後の写真

⑷　空き家バンク登録又は宅地建物取引業者との媒介契約書の写し

様式第７号（第１２条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金確定通知書

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| 交付確定金額 | 金　　　　　　　　円 |

様式第８号（第１３条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金請求書

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり補助金を請求します。

１　請求内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－ |
| 請求額 | | ￥ |

２　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振替先 | 銀行  信用金庫  信用組合  農協  郵便局 | | | 本店  支店  支所 |
| 普通預金  口座番号 |  | | |
| 口座名義人 | フリガナ |  | |
| 氏　名 |  | |

※口座名義人は、交付決定者（請求書）と同一人としてください。

様式第９号（第１４条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金交付決定（全部・一部）

取消通知書

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり（全部・一部）を取り消したので通知します。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| 今回取消額 | 金　　　　　　　　円 |
| 更正決定額 | 金　　　　　　　　円 |

２　取消理由

|  |  |
| --- | --- |
| 取消理由 |  |

様式第１０号（第１４条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金返還命令書

　　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定（全部・一部）取消通知した竹原市空き家家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり返還を命じる。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 返還すべき金額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 年　　　月　　　日 |